

感染症による「登園停止期間の基準」について

お子さんが感染症にかかった場合、本人の健康回復と周囲の子どもたちへうつす恐れがありますので、登園を遠慮していただいております。医師の診断及び治療を受けられ、病気が軽快し他の園児にうつす恐れがなくなりましたら、医師より「登園許可証明書」に記入してもらい園へ提出してください。

なお、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については医師に記入を求めない「療養解除届」を保護者が記入して園に提出してください。

区 分	病 名	登園停止期間の基準
第 2 種	インフルエンザ	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 3 日経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日経過し、かつ症状が軽快した後 1 日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱後 3 日を経過するまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化になるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後 2 日経過するまで
	結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
第 3 種	流行性角結膜炎（はやり目）	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌（O-157,O-26 など）	医師により感染の恐れがないと認めるまで
第 3 種 その他	溶連菌感染症 手足口病 感染性胃腸炎（ロタウイルス、アデノウイルス、ノロウイルスの疑いなど） ヘルパンギーナ RSウイルス マイコプラズマ肺炎 伝染性膿痂疹（とびひ） 伝染性紅斑（りんご病）など	医師の判断による

☆第 3 種その他の感染症について

- ・一定の出席停止基準は設けられていませんが発生や流行の動向によっては医師による登園許可の判断が必要となる場合があります。
- ・登園停止の必要のない疾患であっても診断は必要です。受診後、各園に伝えてください。
- ・就学前の乳幼児においては、まれに合併症をひきおこし重症化する場合があります。これらの病気にかかった時に「登園許可証明書」をお渡ししますが、登園する時に「提出が必要か、否か」については医師の指示に従ってください。

☆ 上記の基準は、「学校保健安全法施行規則」に準じています。

主治医様

現在かかっている病気が軽快し、他の園児への感染の恐れがなくなりましたら、お手数でも保護者に「登園してよい」旨を指導し、下記の「登園許可証明書」に記入をお願いします。

登園許可証明書

保護者記入欄

園名		クラス		氏名	
----	--	-----	--	----	--

下記の感染症に罹患しましたが、本日の診察では集団保育に支障がないと認められますので、下記の期日より登園してよいことを証明します。

病名（主治医記入欄・・・該当に○印をお願いします。）

第2種	インフルエンザ	百日咳	麻疹
	風疹（三日ばしか）	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	
	水痘（水ぼうそう）	咽頭結膜熱（プール熱）	結核
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	流行性角結膜炎（はやり目）	急性出血性結膜炎	
	腸管出血性大腸菌（O-157, O-26 など）		

☆第3種その他の感染症について

溶連菌感染症 感染性胃腸炎（ロタウイルス、アデノウイルス、ノロウイルスの疑い含む）
R S ウイルス 伝染性紅斑（りんご病） ヘルパンギーナ
手足口病 マイコプラズマ肺炎 伝染性膿痂疹（とびひ）

これらの病気にかかり症状が重い時、その時の発生や流行の大きさによって登園停止が望ましい場合などは保護者へ説明のうえ記入をお願いします。なお、伝染性紅斑など診断がついて登園可能な疾患も○印をお願いします。

登園してもよいと認められる月日 令和 年 月 日から

登園後の注意事項 []

令和 年 月 日

医療機関名
医 師 名

☆ 上記の基準は、「学校保健安全法施行規則」に準じています。